

for スマートライフ®

仲間を集めて
獲りに来い。

輝け!日本の
大学生

デジタルデバイドを攻略せよ

サークル、委員会、連合会等の団体
※複数大学連携可、一部OB等参加可
対象外:個人エントリー

社会がデジタル化しても"若者は大丈夫"から
"若者がいるからみんな大丈夫!"な社会に

持続可能な社会の実現に向け
生活者の"スマートライフ®"を支援する人材2万人創出プロジェクト

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT for
SmartLife®

PROJECT
20k

活動資金
最大1000万円支援※

輝け!日本の大学生
選手権

この国のスマートは、まだ“賢くない”

大規模イベントやテーマパークなどでは
チケットが電子化し、人々が会場で困っている

生活圏では街のあちこちでデジタル化が進み
商店や交通、行政の窓口などでは
人々が「〇〇ペイとかうっせえわ...」と
社会の混乱にため息をついている

ため息をついている人々に、“歓喜の声”をあげてもらおう！
デジタル育ちの君たちにこそ
この選手権に参加して欲しい

なぜ君たちが主体なのか？
デジタルデバイドが招く社会的断絶
学生諸君は分かっていると思う
君たちが使えても、ため息をついている人がたくさんいる

デジタル社会に光を灯せ
革新的な支援モデル(ビジネスモデル)を創出せよ
大人たちの鼻を明かせ！
これは単なるアイデア募集ではない
社会の仕組みを変えるリアルミッションだ

社会を巻き戻すな。進化させろ。

参加表明
1次エントリー
応募締切

2025
7.27(日)

決勝戦
12月開催
みなとみらい会場
@横濱KeyStation

仲間を集めて
やる気を撮って
応募!

一次エントリー

01 仲間を集めよう
1チーム5~20名

02 みんなで意気込みを撮影
動画は3分以内で

03 送信!
一次審査突破で
出場権をGET!

エントリー資格

大学公認のサークル・ゼミ・委員会等の団体であること
メンバーの一員として当該サークルや団体を支援する大学教職員
大学OB・OG、関連団体の参加も可
※個人のエントリー不可

エントリーはこちら▼
unv.smartlife.co.jp/kag
ayake2025

審査員

謝敷 宗敬
元日欧ソリューションズ株式会社
代表取締役社長

島 由紀子
京浜銀行電教株式会社
執行役員

大木 清弘
東京大学大学院
経済学研究科 准教授

中村 俊介
日本マイクロソフト株式会社
コンシューマー事業本部
モダンライフ事業部
営業統括本部 業務執行役員

藤原 由佳
EV新日本有責任監査法人
パートナー

評議委員
竹内 弘高
国際基督教大学理事
元ハーバード・ビジネス・スクール教授
主な共著に「知能創造企業」など

発起人
野島 隆久
株式会社ピーシーデココーポレーション
創業者 代表取締役社長
株式会社スマートライフユニバーシティ
デジタルライフプランナー(有資格者)
川井 えみり
株式会社スマートライフラボ
代表取締役社長
山下 謙
株式会社ピーシーデココーポレーション
デジタルライフプランナー(有資格者)

事務局
井上 正俊
株式会社スマートライフユニバーシティ
代表取締役社長
澤田 哲理
株式会社スマートライフラボ
代表取締役社長
中川 寛子
株式会社スマートライフユニバーシティ
デジタルライフプランナー(有資格者)
川井 えみり
株式会社スマートライフラボ
代表取締役社長
山下 謙
株式会社ピーシーデココーポレーション
デジタルライフプランナー(有資格者)

登録商標

スマートライフ
SmartLife
デジタル担当
デジタルライフプランナー
スマートライフパイロット

登録:5695200
登録:6359036
登録:6490088
登録:6148703
登録:6782840

スマートライフ
SmartLife
デジタルパイロット
スマートライフパイロット

登録:6295835
登録:6716259
登録:5695198
登録:6782839

デジタルコックピット
スマートコックピット
タウンコックピット
AIパイロット

申請中
申請中
申請中
申請中

PC
DEPOT

主催:輝け!日本の大学生選手権実行委員会 事務局:株式会社スマートライフユニバーシティ 共催・後援:株式会社ピーシーデココーポレーション、一般社団法人スマートライフ教育研究所(7月設立予定)、ピーシーデコグループ

※応募は学生団体によるものとします。※審査内容や評価過程に関するお問い合わせには回答いたしません。※本活動資金は、所属する学校法人を通じて受賞した応募者へ交付されます。税務処理や学校法人の数量等により、受賞した応募者が、主催者が拠出する本活動資金の全額を受領できることを保証するものではありません。なお、本活動資金の扱いは「学校法人(大学法人)に対する寄付金(教育活動による買収資金(特別寄付金収入)）」とする予定です。